

- ◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
- ◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
- ◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○松島委員長 次に、階猛さん。

○階委員 立憲民主党の階猛です。

本日は、質問の機会をいただき、ありがとうございます。今回の法改正を含めて、消費者契約で確認しておきたいことが幾つかあり、質問に立たせていただきました。

まず最初に、改正法の四条三項四号というところについてお伺いしたいと思います。

皆さんのお手元にも条文を配つておりますけれども、私はこの条文を読んだときに、いわゆるボッタクリバーで、呼び込みのときは違う、法外な金額を店内で請求されて、支払えなくて拘束されているケースが思い浮かんだんですね。私は行つたこともありませんし、今後もないとは思うんですが、若い人たちがひつかからないようになります。

このようなケースで適用があるのかどうか、消費者庁から御答弁をお願いします。  
○高田政府参考人 お答えいたします。  
改正法案第四条第三項第四号による取消しのためには、事業者による相談妨害行為が、消費者契約の締結について、勧誘をするに際して行われる必要がございます。  
お尋ねのぼつたくりバーのような事例については、様々な手口が考えられ、一概に消費者契約法の適用を述べることは難しいのですが、例えば、精算時に来店時の説明とはかけ離れた請求をするといった、消費者が想定していた契約とは別の契約と評価できるような飲食代金が提示され、その支払いを求められた場合は、精算時に新たな契約についての勧誘があつたと考えることができるでの、威迫して相談を妨害すれば、改正法案第四条第三項第四号の取消権を行使できると考えられます。

○階委員 確認ですけれども、そうすると、呼び込みのときに一時間三千円ぼつかりですと言つて、店内に入つてビール一杯飲んだら三十万円請求されたといったようであれば、別な契約の勧誘だということで、当然、この条文に基づいて、店内から弁護士などに相談しようとする行為を拒んだら、これは違法だということで、お金は払わなくていいということになるということです。ただ、こちらの方の改正では、一部免除の金額の算定根拠について、先ほど申し上げた九条二項のような説明義務の定めは置かれませんでした。ちなみに、キャセル料等については、九条二項のほかに、元々あつた条文として、そのキャセル料等が不当に大きくならないようにする、九条一項一号という定めもあるわけです。それでも今回、九条二項で新たにキャセル料等の算定根拠について説明義務を課したということですから、九条一項のようないし止めのない一部免除の方については、なおのこと、事業者に算定根拠の説明義務を課すべきではないかというふうに考えます。

この点について、消費者庁の見解をお願いします。  
○高田政府参考人 お答えいたします。  
ちょっと具体的にどれぐらいの金額というのを、基準を申し上げるのは難しいんですけども、入店したときの勧誘の金額とはかけ離れているとい

す。

○高田政府参考人 お答えいたします。

委員の問題意識はしっかりと受け止めさせていた  
だきたいと思います。

他方で、委員の問題意識について検討するためには、まず、賠償責任の限度額を定める条項がどのような場合に使用されているのか、使用例においてはどの程度まで責任が免除されているのか、このような、条項をめぐってどのような消費者被害や裁判例が生じているのかといった実態を調査する必要があると考えております。

また、消費者庁としても、消費者契約を取り巻く環境の変化や、検討会報告書において新しい方向性が提言されていること等を踏まえ、既存の消費者契約法の枠組みにとらわれない抜本的な検討が必要であると考えております。

委員の問題意識についても、条項の使用実態等も見極めつつ、こうした抜本的な検討の中で、必要に応じて対応してまいります。

○階委員 問題意識は共有していただきたいということでありますので、必要な調査を行った上で、是非前向きに取り組んでいただきたいというふうに思います。

改正条文についてはここまでとしまして、ちょっと、ここに来て問題となっている、消費者が絡む事案について議論させていただきたいんですが、今日お配りしている資料、両面印刷で、新聞記事になっている方を御覧になつてください。日本生命が年金予定期率を二十一年ぶりに引き下げたという昨日の日経のトップ記事、これをつ

けさせていただいております。一・二五%が〇・五%になつて、五千二百社、これは契約している会社の数で、その下に、年金を実際にもらう従業員がたくさんいらっしゃるわけですね。

この影響として、記事の中では、従来は百万円を預ければ三十年後には百四十万円くらいになつたそうなんですが、私の方でちょっと調べたところ、今回の引下げ後は、百万円預けて三十年後には百十六万円ぐらいにしかならなくて、二十九万円も運用益が減るそうです。これは老後の生活にとって大きな打撃です。

さらに、記事の中では、第一生命といいう会社は既に二年十月から一・二五%を〇・二五%に引き下げるというふうなくだりもあります。

第一生命、日本生命、契約全体で見ると、顧客が受け取る運用収益は、この引下げによって三十年間トータルでどれだけ減少すると見込まれるのか、この点については金融庁の参考人かと思いますが、お答えいただけますか。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。

企業年金保険制度におきましては、契約者である企業側におきまして予定期率の引下げがある場合に、その影響を緩和するために、例えば運用商品の入替えですか運用会社の変更などの対応が可能となつていてるところでございますが、そうした前提や、また、配当、手数料がどうなるのかといった要素も考慮に入れずに、機械的に予定期率の引下げによる影響というものを仮に試算いたしましたと、日本生命が受託している確定給付企業年

金の残高が五・六兆円でござりますので、これを複利で運用した場合に、三十年後には、一・二五%でありますと約八・一兆円になります。〇・五%でありますと約六・五兆円となりますので、その減少額は約一・六兆円になるものと試算されるところでございます。

また、同様に第一生命が受託しております確定給付企業年金の残高二・二兆円でございますが、これを複利で運用した場合というものをやはり同様に仮に機械的に試算いたしますと、三十年後には、一・二五%でありますと約三・一兆円、〇・二五%でありますと約二・三兆円となりますので、その減少額は約〇・八兆円になるものと試算されるところでございます。

○階委員 ありがとうございます。

マクロで見ますと、この二つの生保の引下げで二・四兆円ぐらいマイナスが生じるということで、更にこの両者に追随する動きもあるそうなので、どこまで減少額が膨らむか、まだ分からぬ状況です。

こうしたことが起こりますと、当然ながら、消費者たる年金の受給者の期待権を害するんですけども、金融庁はなぜこれを認めたのかという疑問があるわけです。こんなことが許されるのかと思つて、契約の約款を調べますと、特に必要というふうに保険会社が認めれば、主務官庁に届け出た上で予定期率を引き下げることができるという旨が書いてありました。

金融庁は今回の届出をどうして受理したのか、その理由を簡潔に教えてください。

○石田政府参考人 お答え申し上げます。

確定給付企業年金の普通保険約款には、契約内容の一部変更に関する条項が設けられておりまして、この中で、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の締結の際に予見し得ない事情の変更によっては保険契約の内容が変更されることがある旨が規定されているところでございます。

金融庁といたしましては、関係法令やこうした本規定に照らしまして、低金利環境の継続など、諸々の事情を踏まえましてやむを得ないものと判断いたしまして、日本生命に顧客への丁寧な説明を求めつつ、当社からの届出を受理したものでございます。

以上でございます。

○階委員 予見し得ない事情によつて、超低金利が長く続いた結果、二十一年ぶり、これほど金利が引き下げられているわけですよ。ということは、日銀の金融緩和政策、長く続いたことが今回の年金の引下げにつながっているわけですね。

私は、黒田総裁には何度も言つていますけれども、二年の約束が十年近くも続いて、そして副作用がいろいろなところに出ているのは問題じやないかというふうに申し上げてきました。その副作用がまた今回も表れているわけですね。

日銀として、年金契約者の老後の生活を脅かしているわけですが、このことについてどのように責任を考えていますか。日銀理事、お答えください。

○内田参考人 お答え申し上げます。

長期金利は、基本的に長期的に見た経済成長率と物価上昇率の見通しを反映するものでござりますので、我が国の低金利の背景には、何より成長力それから物価の見通しが低いことがございます。ここが変わらない限り、根本的な問題は解決しないというふうに思つております。

その上で、日本銀行はイールドカーブ全体を低位に安定するようコントロールしておりますので、金融政策はもちろん、長期あるいは超長期の国債金利が低いことの要因の一つとなつております。

これは、経済を支え、物価の安定を実現するため必要な政策として行つているものでございますが、一方で、超長期金利の過度な低下は、保険、年金などの運用利回りを低下させることで、マインド面などを通じて経済活動に悪影響を及ぼす可能性があるということは、一六年の総括検証、あるいは昨年三月に行いました点検におきましても、実証的に分析しているところでございます。

他方で、金利の低下など、金融環境の改善は設備投資などの支出活動を活発化させておりますし、またその下で、企業収益は過去最高水準ですし、雇用の増加など雇用環境の改善も進んでおります。

日本経済全体に対する効果といたしましては、同じくその点検におきまして、この政策なかりせば、実質GDPは〇・九から一・三%程度低く、また引き続きデフレの状況にあつたというシミュレーション結果を得ております。

ありがとうございます。

○内田参考人 はい。

以上、金融緩和を推進することで経済活動全体が押し上げられ、雇用者所得の増加につながっておりますほか、年金は実際問題として株式などにも投資をしておりますので、その面につきましては改善につながる面もございます。金融緩和のメリットは国民各層に広く及んでいるというふうに考えております。

○階委員 まず、株で運用している分は値上がりしているはずだみたいな話もありましたけれども……

○松島委員長 質疑時間、終了しておりますので。○階委員 それもトータルで考えても、なお利回りを引き下げるを得なかつたというのが今回の判断ですから、何ら理由になつていません。

それから、元々経済が弱いから金利が上がらないという話もおつしやいましたけれども、それでもあるかもしれないけれども、人為的に抑えていた部分もかなりあるわけです。人為的に抑えるイールドカーブコントロールがなければ……

○松島委員長 質疑時間終了しております。

○階委員 生保は今回の引下げはなかつた。現にイールドカーブ導入前はこうした引下げというのはなかつたわけですから、ですから責任を感じていただきたい。消費者のために私たちは議論していくかなくてはいけないと思います。よろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○内田参考人 はい。